

令和6年度入学者用

宝塚大学大学院 メディア芸術研究科 「授業料後払い制度」希望申請書

本制度は在学中の授業料（上限あり）を国が立て替え、授業料を後払いとする仕組みです。
なお、本制度は大学院修了後、返還義務が発生します。

フリガナ 氏名	姓	名
住所	〒	
電話番号（携帯）		
メールアドレス		
日本学生支援機構 給付奨学生番号 (給付奨学生証の写しを 提出)		

授業料後払い制度は下記項目をすべて満たしていないと利用することができません。
下記について確認をしチェックを記入してください。

- 令和5年度以前に「高等教育の修学支援新制度」を過去に利用している。
- 学部等を令和6年3月に卒業し、就職や他大学院への進学等を挟まずに令和6年4月に大学院へ新たに進学予定である。
- 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出ではない
- 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中ではない
- 過去に受けた貸与奨学金の保証機関より代位弁済が行われていない
- 債務整理中ではない

「授業料後払い制度」利用に関する誓約書

宝塚大学 学長殿

私はこの度、国による大学院修士段階における授業料後払い制度利用を希望するにあたり、下記のことを誓約致します。

1. 本制度が返還義務の発生する奨学金であること等、趣旨を十分理解した上で利用を希望します。
2. 貴学に入学後「授業料後払い制度」に関する申請を日本学生支援機構へ行わない、もしくは、申請したが採用されなかった場合、大学から猶予された授業料の全額を別途大学が指定する方法、期日に従い納付致します。
3. 採用後、申請書類に虚偽の事実が発覚した場合、採用取り消しに同意し、授業料の全額を別途大学が指定する方法、期日に従い納付致します。

年 月 日

氏名(自筆)

印
